

広島県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成三十年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二八二号	神石郡神石高原町大字油木字野田丸甲六二〇九番一 地先から 神石郡神石高原町大字油木字野田丸甲六二〇九番一 地先まで	平成三〇年二月八日